

( 整理番号 2321 )

## 長野地方最低賃金審議会

### 第 4 回長野県計量器等専門部会 議事録

令和 6 年 4 月 1 7 日 公開

開催日時 場所	令和 5 年 10 月 25 日 午前 10 時 02 分 ~ 午後 2 時 00 分 長野労働局 2 階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 長野県計量器等最低賃金の改正審議について 2 答申及び部会長報告について 3 その他		
議事録 古畑賃金室長 それでは、長野地方最低賃金審議会長野県計量器等製造業最低賃金専門部会の第 4 回専門部会を開催いたします。 本日の定足数の確認ですが、本日の出席者は、委員 9 名中 9 名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により、本部会は有効に成立していることを御報告します。 また、本日の専門部会は原則公開となっており、事務局で審議会会議公開要綱第 3 条に基づき公開の公示をしたところ、傍聴希望者はありませんでしたので、報告いたします。 資料につきましては、1 から 3 まで本日時点における最新の経済状況等の資料を配付させていただいておりますのでご確認ください。 1 は最近の長野県経済の動向 10 月 17 日付けの資料です。2 は長野市の消費者物価指数 10 月 20 日発表、3 は長野県鉱工業指数 10 月 20 日発表以上になります。今後の審議における資料にしていただければと思います。 それではこれからの議事進行につきまして、沼尾部会長、よろしく願いいたします。  沼尾部会長 おはようございます。			

本日は、第4回目の部会、実質3回目の部会審議をお願いいたします。  
さっそくですが、金額審議に入りたいと思いますが。  
その前に、事務局で各局、他の部会の状況を把握しているようであれば、お知らせください。

古畑賃金室長

それでは、お手元に机上配布で、薄い緑色の表があると思いますが、緑色のところが、すでに決まっている計量器等製造業に近い業種の特定最低賃金の改正額となっております。白い部分は、まだ決まっていなかったり、埋没は長いこと審議されていないもの、審議中は、必要性そのものを判断している状況を示しております。

長野県の特定最低賃金の2業種につきましては、すでに答申が終わっておりますので、お知らせいたします。

はん用機械器具等製造業が、時間額994円、各種商品小売業が、時間額950円でそれぞれ答申がございました。

以上でございます。

沼尾部会長

はい、ありがとうございました。

では、審議を進めます。

前回、労働者側から51円引き上げの時間額996円、使用者側から22円引き上げの時間額967円それぞれ金額提示がなされたところですが、この後、どのように審議を進めたらよろしいか、御意見をお伺いしたいと思います。

引き続き全体で審議を進めるか、あるいは、各側それぞれ個別にご意見を伺っていくという流れにするか、いかがでしょうか。

<「個別で」との声あり>

沼尾部会長

個別ですか。

山口委員

一点だけ、前回の部会の後半で、51円引き上げと提示させていただきましたが、使用者側の皆さんから22円引き上げで変わらずということでもございましたけれど、この間、相当時間が空いてございますし、特定最低賃金3業種のうち、最終段階で、他の結果が出ているということもありまして、もし、使用者側の皆さんで、この間、金額の変更、考え方の変更があれば、お聞かせいただければと思いますが、それだけ、付け加えさせていただければ。

沼尾部会長

いかがでございましょう。

井出委員

一度、なかで確認させていただきたいと思いますので、すみません。

沼尾部会長

はい、わかりました。

それでは、これからは個別協議で進めることにいたします。

まずは、公・労、次いで、公・使の順でご意見をうかがっていきたいと思います。

使用者委員は一旦、席を外してください。

< 個別協議 >

沼尾部会長

お疲れ様でございます。

慎重に審議を尽くしてまいりまして、労・使それぞれとも協議いたしました  
が、残念ながら金額の一致に至りませんでした。

したがって、公益見解を求めるということでよろしいでしょうか。

山口委員

我々としても、しっかりとした審議をさせていただくつもりであります。その中で、金額の一致が見られないということであれば、公益見解を求めさせていただいて、お願いをしたいと思います。我々として、公益見解がどういう結果になるのかということ、本日、前の時間で話をさせていただきましたが、もうすでに我々としては考え方がまとまっておりますので、公益見解をお願いしたいと思います。

沼尾部会長

はい、ありがとうございます。

使用者側、いかがでしょうか。

井出委員

公益見解をお願いします。

沼尾部会長

はい、ありがとうございます。

労使双方から「公益見解を求める」との御意見をいただきました。

それでは公益見解（案）を配付してください。

沼尾部会長

それでは、公益見解（案）を発表いたします。  
事務局でお願いします。

荒河賃金指導官

公益見解（案）、事務局の方で朗読させていただきます。

令和5年10月25日、長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定に関する公益委員見解（案）、当専門部会は、県下の標記業種における経済・雇用状況、賃金実態調査結果等の指標を参考とするとともに、労・使双方が慎重に審議を重ねてきたところである。しかしながら、当専門部会は、労・使の意見がまとまらず、遺憾ながら結論を見いだせなかった。このため、令和5年度の標記最低賃金の改正決定について、これまでの審議を踏まえ、当専門部会の公益委員による見解を下記のとおり取りまとめた。

なお、公益委員としては、労使双方とも公益委員見解を尊重し、全会一致での結審を期待する。記、1、最低賃金額については、時間額を38円引き上げて983円とする、2、適用使用者及び適用労働者の範囲並びに除外賃金は現行どおりとする、3、発効日は、法定どおりとする。

別紙については、省略させていただきます。

以上でございます。

沼尾部会長

いかがでございますでしょうか。

ご質問はございますでしょうか。

それでは、公益見解について採決を行います。

まず、賛成の方、挙手願います。

< 公益委員2人、労働者側委員3人、使用者側委員3人 挙手あり >

沼尾部会長

ただいまの採決の結果、全会一致となりました。

従いまして、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、当専門部会の決議をもって審議会の決議とすることとし、以上の結果をまとめ、答申することとします。

なお、発効日につきましては、運営問題小委員会 委員長報告を踏まえたいえ、最短となる法定発効日の12月24日とすることによろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

沼尾部会長

それでは、発効日につきましては、令和5年12月24日といたします。  
答申文(案)及び部会長報告(案)を事務局で作成をお願いいたします。  
それまで、休憩といたします。

沼尾部会長。

お待たせいたしました。よろしいでしょうか。  
議題としては(2)の「答申及び部会長報告について」になります。  
事務局で答申文(案)及び部会長報告(案)を朗読してください。

荒河賃金指導官

答申文(案)及び部会長報告(案)を朗読

沼尾部会長

答申及び部会長報告について、ただいまの文案でいかかでしょうか。

< 「はい」の声あり >

沼尾部会長

では、答申することにいたします。

< 沼尾部会長から柘植労働基準部長へ答申文を手交 >

柘植労働基準部長

まずもってですね、当専門部会の改正決定につきまして、答申をいただきまして誠にありがとうございます。

本年8月23日に長野労働局長から諮問を申し上げて以来、沼尾部会長はじめ各委員の皆様方には大変お忙しい中、最低賃金法の趣旨を踏まえられ、昨今の経済・雇用情勢下での改正にあたって、慎重かつ詳細な審議を重ねられ、本日ここに全会一致での答申をいただきました。

長野労働局といたしましては、この答申を踏まえまして、速やかに改正に関する諸手続きを進めてまいります。

また、最低賃金はもとより、最低賃金引き上げに関する支援策である業務改善助成金の一層の周知を図るとともに、最低賃金の履行確保に努めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場で引き続きご協力をよろしくお願い申し上げまして、誠に簡単でございますが御礼のあいさつとさせて

いただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

沼尾部会長

当専門部会の審議結果につきましては、先ほどの部会長報告により審議会会長に報告することといたします。

最後に議題（３）その他です。事務局から何かありますでしょうか。

古畑賃金室長

ございません。

倉崎部会長

労働者代表委員、何かございますでしょうか。

佐野委員

私から少しお話といたしますか、お願いといたしますか、今回この計量器の交渉、長期にわたり使用者側の皆様には長きにわたり慎重審議いただきまして、ありがとうございました。公益の先生方にも労使のイニシアティブによって進めるところの中で、ご協力をいただきましたこと改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

事務局の皆様にはたくさんの資料作成いただきまして、大変参考になりました。ありがとうございました。結果的に我々労側も、使用者側も一致は見られなかったですけど、我々としても賛成に手を挙げましたもので、少しお願いを、3点ほどさせていただきたいと思います。

1つは、意見の一致は見られなかったものの、お互いの根拠とする資料を提示しながら、交渉を重ねてまいりました、我々労側も計量器の優位性のある資料をいくつか提示させていただきましたので、ぜひ来年度の交渉につきましては、使用者側の皆様方も、支払能力、価格転嫁の厳しい状況をご主張されておりましたので、ぜひ根拠となりうる資料をご提示いただいて、その根拠の中での論議、審議を継続していければと思っております。

それから、価格転嫁の点につきましては、我々労働側も非常に厳しい状況だということは、理解しております。労働側の調査におきましても、いろいろな課題が見えてまいりましたので、ぜひ使用者側の皆さんも、経営者協会、中小企業団体の皆様の中で価格転嫁をぜひ協力的に進めていただいて、労働側もこれまで以上に進めてまいりますので、ぜひ労使一体となってこの状況を打破していきたいと思っております。

最後、3つ目ですけど、今回部会の間隔が、2週間ほど空いてしまったものですから、発効日がかなり年末に差し迫った感があります。ただ、私どもとしては、1円にこだわる交渉を主張させていただきましたので、次年度につつま

しては、もし仮に年を越すようなことがあっても、論議を継続していきたいという考えでありますので、引き続き大変な論議になるもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思っております。

私からは以上です。

沼尾部会長

はい、使用者代表委員いかがですか。

井出委員

それでは、長期間にわたりまして、ありがとうございました。

今、お話しいただきましたとおり、なかなか私どもを取り巻く経営環境といましようか、労働側の皆様方も含めてでございますけれど、非常にまだ厳しい環境にあると思っております。価格転嫁の話もございましたし、支払能力の点につきましてもそうですが、そういった面を一つずつ解決しながらですね、やはり地域全体が底上げされるように、しっかりと努力といかなければいけないと思っております。引き続きいろいろな面で連携していかなければならない場面が多いかと思っておりますので、これからもまた引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。

沼尾部会長

はい、ありがとうございました。

それでは、本日は以上をもって閉会といたします。

大変おつかれさまでございました。

閉 会